

事業計画書

申請団体名 都城市高崎地区まちづくり協議会

希望する施設名 都城市東霧島多目的集会所外 10 施設

(1) 市民の平等な利用に関すること

- ・高崎地区内集会施設及び市民広場は、地域密着型の集会及び学習施設やスポーツ施設として整備され、地区住民に活発に利用されていることから、住民自治意識の向上、地域協働の推進等を基本方針として管理運営を行う。
- ・市民広場については利用調整会議を毎月開催し、利用者間の調整を図る。
- ・利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（高崎地域生活課）と連絡を取りながらその解決にあたる。
- ・環境配慮への取り組みとして、不要な電気は消すことを徹底するなど、消費電力の節約に取り組む。

(2) 施設効用の発揮に関すること

- ・地域密着型の集会施設及びレクリエーションや健康増進のための施設として、地区の各種団体や社会教育関係団体、利用者と連携を図り、利用者主体のサービスの提供に努める。
- ・各地域に鍵管理者を設置し、いつでも鍵の受け取りや利用申請の受付ができるよう利用者のニーズに的確に応えるとともに、施設内外の清掃を確実にを行い、清潔で安全・快適な環境の場を創出することで利用者の増加を図る。
- ・休館日、開館時間、利用料金については、当面は現在と同一とする。

(3) 経済的な管理運営に関すること

- ・利用者に、節電、節水など施設利用に関しての協力依頼をすることにより、光熱水費や修繕費等の削減を図る。
- ・電気や水道蛇口等の点検等を確実に行うことで無駄な経費が発生しないよう努める。
- ・定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を各地域で選任した管理者が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速かつ効率的な対応を行うことができる。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ・別紙役員名簿のとおり、管理運営に必要な人員体制を整えている。
- ・事務局と地域の施設管理者等の情報交換会及び研修会を定期的の実施し、課題等の情報共有と課題解決を図る。
- ・高崎地区自治公民館連絡協議会など地元関係団体と協力して、円滑な施設利用を図る。
- ・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（高崎地域生活課）と連携できる体制を整える。
- ・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報の適切な管理を行う。

(5) 地域に貢献する取り組みの確保に関すること

- ・本協議会は高崎総合支所2階に事務局を設置し、高崎地区内の各種団体及び個人で構成されている。
- ・施設管理者及び草刈業務従事者ともに地域住民から選任し、地域役員と連携を図りながら地域協働の推進に努める。

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・各施設の管理者には、各地域役員との情報交換を随時行うよう指導をし、要望を取り入れて地域住民が満足できる施設の管理運営を行っていく。また、市民広場においては、各地域及び各種団体等の行事を確認しながら効率的に草刈等を行うよう指導をし、行事がスムーズに実施できるよう取り組む。

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

- ・都城市高崎地区まちづくり協議会は、高崎地区のまちづくりを推進することを目的とし、高崎地区内の各種団体及び個人により構成している。東霧島多目的集会所外 10 施設は、各地域に密着した施設として地域の交流の拠点、健康増進の施設として利用されていることから、当協議会で地域をとりまとめ、地域の人材を活用することで、効率的な管理運営を行うことができる。
- また、利用者のニーズに的確に対応するとともに、地域住民自らが管理に携わることで協働のまちづくりを推進していく。